

最高裁秘書第5062号

令和元年10月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



司法行政文書開示通知書

令和元年9月30日付け（同年10月2日受付，第014308号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年7月20日付け総務局第三課長事務連絡「保存期間の満了後も事実上保存されている事件記録等の処理について」（片面で7枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（メールアドレス）が記載されており，この情報は，行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから，この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ－15－A)

平成28年7月20日

高等裁判所民事首席書記官 殿  
高等裁判所刑事首席書記官 殿  
地方裁判所民事首席書記官 殿  
地方裁判所刑事首席書記官 殿  
家庭裁判所家事首席書記官 殿  
家庭裁判所少年首席書記官 殿  
家庭裁判所首席書記官 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 佐野寛次

保存期間の満了後も事実上保存されている事件記録等の処理  
について（事務連絡）

先般、平成27年4月8日付け当職事務連絡「保存期間の満了した事件記録等の保存状況調査について」により、事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号。以下「規程」という。）第4条の保存期間の満了後も廃棄せずに事実上保存されている事件記録又は事件書類（以下「事件記録等」という。）についての調査を行ったところですが、この調査の結果、多くの庁において、事実上保存されている事件記録等が存在するとともに、そのうちの多くが、独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）へ移管する対象となっている民事事件の事件記録等以外の事件記録等であることが判明しました。事実上保存されている事件記録等のうち、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第6項に規定する歴史資料として重要な公文書その他の文書（以下「歴史公文書等」という。）に当たるものについては、国立公文書館に移管し、あるいは裁判所において保存していく一方で、歴史公文書等に当たらないものについては、規程の規律に

従い廃棄することにより、事件記録等が事実上保存されている状況を速やかに解消することが事件記録等の適正な保存廃棄事務の観点から求められます。

そこで、各庁におかれては、別紙に従って事実上保存されている事件記録等を適切に処理するよう努めてください。

なお、同事務連絡においても述べたとおり、規程第9条第2項に規定する特別保存（以下「2項特別保存」という。）に付されて国立公文書館へ移管の対象となる民事事件の事件記録等については、廃棄することは予定されていません。また、民事事件以外の事件記録等で2項特別保存に付されたものについては、現時点では国立公文書館への移管の対象とはなっていませんが、民事事件の事件記録等と同様に歴史公文書等に当たるものとして、裁判所において、適切に保存を継続する必要があります。事件記録等の保存又は廃棄を検討する際は、これらを十分に踏まえた上で行ってください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

## 保存期間の満了後も事実上保存されている事件記録等の処理

事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号。以下「規程」という。）第4条の保存期間の満了後も廃棄せずに事実上保存されている事件記録又は事件書類（以下「事件記録等」という。）については、以下のとおり処理する。

### 第1 事件記録等の保存又は廃棄

1 規程別表第一の3の項並びに規程別表第二の2の項及び4の項に掲げる事件（これらの事件においてされた裁判が不服申立ての対象となった再審事件を含む。以下「民事事件」という。）の事件記録等について

(1) 昭和42年12月31日以前に保存に付された事件記録等については、規程第9条第2項に規定する特別保存（以下「2項特別保存」という。）に付する。同事件記録等は、今後の独立行政法人国立公文書館への移管計画に盛り込み、移管するまでは規程第10条第2項の規定により裁判所において保存を継続する。

(2) 昭和43年1月1日以後に保存に付された事件記録等については、2項特別保存に付すべきものがあるかを確認し、2項特別保存に付す必要のないものは原則として廃棄する。

なお、昭和42年12月31日に近い時期に保存に付された事件記録等については、2項特別保存の要否の検討をより慎重に行う。

### 2 民事事件以外の事件記録等について

(1) 裁判所法（昭和22年法律第59号）の施行の日（昭和22年5月3日）前に保存に付された事件記録等については、2項特別保存に付し、裁判所において保存を継続する。

(2) 裁判所法の施行の日（昭和22年5月3日）以後、昭和42年12月31

日以前に保存に付された事件記録等については、2項特別保存に付すべきものがあるかを確認し、廃棄することが相当と見込まれる事件記録等については、別添の照会書に所定の事項を記入し、廃棄を予定する日の1箇月前までに第4の照会先に照会し、その回答により適切に保存又は廃棄をする。

- (3) 昭和43年1月1日以後に保存に付された事件記録等については、2項特別保存に付すべきものがあるかを確認し、2項特別保存に付す必要のないものは原則として廃棄する。

なお、昭和42年12月31日に近い時期に保存に付された事件記録等については、2項特別保存の要否の検討をより慎重に行う。

## 第2 2項特別保存に付した事件記録等の報告

第1により新たに2項特別保存に付した事件記録等については、平成4年2月7日付け総三第8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」記第6の3の定めに従い、文書管理システムを利用して報告する。

## 第3 廃棄の実施方法

### 1 各庁における実施計画の策定

第1により廃棄することとされた事件記録等については、各庁の廃棄事務の実情を踏まえ、場合により複数年によることも勘案しながら、適正な廃棄事務を実現し、かつ、廃棄事務を担当する部署に過度の負担をかけないような実施計画を各庁において策定した上で廃棄する。

### 2 高等裁判所首席書記官による実施計画の把握

高等裁判所首席書記官は、保存期間の満了後も保存を継続している事件記録等に関する管内各庁の状況を確認の上、管内各庁における1の実施計画の策定及び進捗状況を把握する。

## 第4 照会先

訟廷調査第一係メーリングリスト

## 保存期間の満了した事件記録等の廃棄照会書

(昭和22年5月3日から同42年12月31日までに保存に付された民事事件以外の事件記録等)

(裁判所名)

番号	庁名	事件番号等	種類	廃棄相当とする理由
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				



## 保存期間の満了後も事実上保存されている事件記録等の処理

### 国立公文書館への移管の対象となる民事事件

民事通常訴訟事件、少額訴訟事件(異議申立て事件を含む)、手形訴訟事件、小切手訴訟事件、人事訴訟事件、行政訴訟事件、民事・行政控訴事件、民事上告・上告受理・特別上告事件、行政上告・上告受理・特別上告事件

### 民事事件

昭和42年12月31日以前に保存



#### 2項特別保存とする

公文書館に移管するまで裁判所で保存継続

昭和43年1月1日以後に保存



#### 原則廃棄とする

昭和42年12月31日に近い時期に保存に付されたものは慎重に2項特別保存を検討

### 民事事件以外

昭和22年5月2日以前に保存



#### 2項特別保存とする

裁判所で永久保存

昭和22年5月3日から  
昭和42年12月31日までに保存



廃棄相当の事件記録等は  
最高裁に照会し、廃棄を決定する

昭和43年1月1日以後に保存



#### 原則廃棄する

昭和42年12月31日に近い時期に保存に付されたものは慎重に2項特別保存を検討